

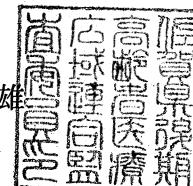
写

## 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定により平成24年1月13日に監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成24年3月15日

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員 松尾 隼



佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員 大川 隆



### 監査の対象、期間及び結果

### 定期監査の監査結果報告書のとおり

# 監　查　結　果　報　告　書

(平成23年度執行分)

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員

写

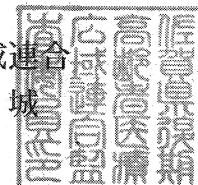
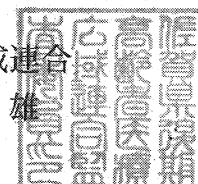
佐広域監第44号  
平成24年2月29日

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 横尾俊彦様

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 山本義昭様

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 松尾隼雄

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 大川隆城



### 定期監査の監査結果に関する報告書について（提出）

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、平成24年1月に行った定期監査の監査結果に関する報告を決定し、同条第9項の規定により次のとおり提出する。

#### 1 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令等に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかの観点から、あらかじめ提出された資料により関係職員から説明を聴取するとともに、諸帳票の全部又は一部を抽出し実施した。

#### 2 指摘改善について

監査終了後、担当課長に対し改善について指導した。

#### 3 監査の対象、期間及び結果

次表のとおり

## 定期監査

|         |  |
|---------|--|
| 監査の対象   | 佐賀県後期高齢者医療広域連合   |
| 監査の対象期間 | 平成23年 4月 1日から平成23年11月30日まで   |
| 監査の期間   | 平成24年 1月13日から平成24年 1月27日まで   |
|         | <p>○指摘事項<br/>特に指摘する事項はなかった。</p>  |
|         | <p>○注意を求める事項<br/><b>契約事務について</b><br/>契約書において、個人情報保護に関する事項についての記載がないものが見受けられた。<br/>契約書の作成に当たっては、佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第9条の規定に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>   |
| 監査の結果   | <p><b>レセプト点検業務委託について</b><br/>レセプト点検業務委託において、3年連続で契約単価が下落しており、その程度もかなりのものである。<br/>低価格入札により委託業務の質の低下を招かないよう、契約単価と効果額の推移を注視し、委託業務が適切に遂行されるよう努められたい。</p> |
|         | <p>○検討を求める事項<br/><b>暴力団排除の推進について</b><br/>本広域連合事業からの暴力団排除を推進するため、必要な対策を検討されたい。</p>  |

### 【指摘事項】

違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大又は著しく妥当性を欠くもの。

### 【注意・検討を求める事項】

違法若しくは不当な事項又は検討すべき事項で、是正を求めることが適当なもの。